

# 報告（1）

## 令和7年第4回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について

### 1 会期

令和7年12月1日(月)から12月16日(火)まで 16日間

### 2 本会議の状況

#### (1) 発言通告の状況（教育委員会所管分）

区分	代表質問	議案質疑	一般質問
発言通告（全体）	5会派（6会派）	—	5議員（19議員）

#### (2) 質問及び答弁内容 9項目11件

区分	質問内容
学校教育部門 (8項目10件)	小規模特認校について※（2件） 不登校支援について※（2件） こどもが活動しやすい環境づくりについて※（1件） 教職員の働き方改革と教育の質改革について※（1件） 学校施設緊急安全対策事業について※（1件） 児童、生徒の健康診断について（1件） 英語教育の充実について（1件） 防犯カメラの設置について（1件）
社会教育部門 (1項目1件)	日本遺産について※（1件）

※は、代表質問の質問内容が含まれている項目

### (3) 質問及び答弁要旨

#### 代表質問

質問者：魁 水戸 細谷 智宏

答弁者：市長・教育長

#### 2 こどもたちの未来に向けた水戸らしい教育について

##### (1) こどもたちの個性と能力を伸ばす小規模特認校の活性化について

質問内容：小規模特認校について

担当課：学校管理課

#### 【質問要旨】

市長の所信表明において、小規模特認校の活性化に積極的に取り組むとのことであったが、具体的には、どのような施策をし、いつから進めていくと考えているのか伺いたい。

#### 【答弁要旨】 市長答弁

本市ではこれまで、小学校区を単位に市民センターを整備し、地域コミュニティを醸成してきた経緯があり、学校は、こどもたちの教育施設としてだけではなく、地域のシンボルであり、コミュニティ施設でもあると捉えております。

少子化の進行により、こどもたちは減少傾向にあり、一部の学校においては、複式学級が発生している状況もございます。学校は、こどもたちが集団の中で、多様な考えに触れながら、学習や人間関係づくり、社会生活を身につける場として、一定の集団規模を確保することを前提とする一方で、小規模校だからこそできる、個別指導が行いやすい、個別の活動機会を設定しやすいなどのメリットを最大限生かした取組を積極的に推進したいと考えております。

こどもの興味関心や個性に応じた教育を受けさせたいなど、保護者の教育ニーズが多様化する中、このような良さをもった小規模校でこどもを学ばせたいといった保護者の選択肢の幅を広げるため、個に応じたきめ細かな指導や、多様な体験活動を展開できる環境が整っており、学区以外の児童にも広く提供すべき特色ある教育活動に取り組んでいる学校を小規模特認校として、従来の学区は残しながら、学区に係なく、市内のどこからでも就学することが可能してきたところであります。

本市における小規模特認校の現在の状況といたしましては、平成26年度に現在の国田義務教育学校において「施設一体型小中一貫教育」を特色とした小規模特認校制度を導入して以降、上大野小学校では「理科・環境教育」、下大野小学校では「ICTを活用した教育」、大場小学校では「学校体育・保健安全教育」、柳河小学校では「英語教育」を特色とした魅力ある教育活動に取り組んでおります。その結果として、学区外からの就学に伴うこどもたちの増加により、学校の活性化とあわせて、地域の活性化にも繋がっております。

制度導入後、各学校とも制度を利用することの数は増加してきたものの、近年は横ばいで推移しており、また、学区内のこどもの数は、今後、中・長期的に減少していくことが懸念されております。こどもたちに、特徴をもった教育内容に興味をもっていただき、選んでいただける学校としていくためにも、特色ある教育活動を積極的に展開するとともに、制度を利用しやすい環境づくりにも積極的に取り組む必要があると考えております。

所信表明の中で申し上げた小規模特認校の活性化を図るための具体的な施策ということではありますが、私は、就学の支援と、学習の支援という、大きく2つの柱の取組を令和8年度から積極的に進めてまいりたいと考えております。

まず、就学を支援する取組といたしましては、制度を利用して就学するに当たって、遠距離の通学となることなどの経済的負担や送迎負担を軽減するため、制服購入費の支給や、学校徴収金の無償化、通学費の支給、放課後学級の無償化、また、道路事情により送迎が難しく、就学を断念されることが多い柳河小学校における登校用通学バスの運行を実施するものでございます。これらにつきましては、事前の意向調査において足かせとなっていた保護者にかかる負担の軽減が図れますことから、より制度を利用しやすい環境づくりに寄与するものでございます。

次に、学習を支援する取組といたしましては、小規模特認校における特色ある教育活動の更なる充実を図るものであります。こどもたちの更なる学習内容の理解や、知識の習得等を促すため、放課後に各校の特色等に応じた課外授業を行う「放課後学習支援事業」や、授業において、教員免許状を有する非常勤講師が、より専門的な教科指導を行う「特色ある教育活動充実事業」を実施するものでございます。また、こどもたちの学ぶ意欲や関心を高めるとともに、教員の授業力や資質・能力の向上を図るため、大学やプロスポーツ団体との連携事業等を実施するものでございます。これらにつきましては、本市の教育の魅力のひとつとして、市内外に改めて発信することで、市民により一層選ばれる学校づくりに寄与するものでございます。

さらに、本市における小規模特認校の特色ある教育を市外にも発信することで、子育て世帯の方々が、市外から移住したくなるよう、広報活動にも積極的に取り組むものでございます。

今後につきましても、小規模特認校の特色を生かしながら、また、制度を利用する保護者の負担軽減を図りながら、小規模特認校のより一層の魅力の向上と活性化に取り組んでまいります。

## (2) 学校におけるこどもが活動しやすい環境づくりについて

質問内容：こどもが活動しやすい環境づくりについて	担当課：教育研究課
--------------------------	-----------

### 【質問要旨】

国の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では、不登校児童生徒数やいじめの認知件数が全国では過去最多になっている。

こどもたちが安全・安心な学校生活を送れるよう、本市の不登校支援として、中学校における校内フリースクールの現状と成果、今後の小学校への設置の方向性について、また、いじめ対応に向けた今後の取組について伺いたい。

### 【答弁要旨】 教育長答弁

これまで述べさせていただいておりますが、私は、教育の原点は、子どもたちであり、子どもたちが安心して学校生活を送れることが第一であると考えております。

そのため、不登校支援やいじめ事案に組織的に取り組んでまいりました。

はじめに、不登校児童生徒に対する支援についてでございますが、本市の不登校児童生徒は、国と同様に増加傾向にあり、学校に登校できない子どもたちの自立をどう支えていくかについては、継続的に取り組むべき重要な課題であると認識しております。

そのため、令和6年度から全ての中学校に教員免許を有する支援員を配置し、学習するスペースや交流するスペースを設置するなどの環境を整えて、安心して自分のペースで学ぶことができる校内フリースクールを開設いたしました。

令和6年度の水戸市立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校で362人、中学校で464人、合計826人となり、前年度より50人増加いたしましたが、中学校におきましては、減少に転じております。

校内フリースクールは、利用登録者以外にも、一時的利用や体験利用などもあり、不登校に至っていないものの不登校傾向にある生徒が利用したことで、新たに不登校となった生徒数が減少していることから、不登校支援だけでなく、未然防止の役割も果たしております。

さらに、校内フリースクールが学校内で安心して過ごせる居場所として浸透したことから、昨年度と今年度の10月末現在を比較して、1日の平均利用者数は約60%増加しており、不登校生徒の欠席日数は、同時期と比べて減少していることから、校内フリースクールの開設は一定の効果があったものと考えております。

一方、小学校では不登校児童数が増加していることから、不登校児童の支援の必要性を改めて強く感じたところでございます。

令和7年度は、小学校におきましても、学校規模や各学校の実情を踏まえるとともに、地域のバランス等を考慮して、6校に校内フリースクールを開設いたしました。

各学校には、教員免許を有する支援員を新たに配置し、学習支援、教育相談を行うとともに、小学校は対象が1年生から6年生までとなり、発達段階に応じた支援が必要となることから、自主学習や教員が提示したプリント学習などの学習支援とあわせてコミュニケーション活動や協働による集団活動など、児童の興味関心のある活動に取り組めるように環境を整えております。

利用している児童からは、勉強したり、絵を描いたり、楽しく過ごしている、教員や支援員と話すことができて良かったなどの声が挙がっております。

今後は、これら6校での取組の成果等を踏まえ、段階的に校内フリースクールを必要とする全ての小学校への拡充を検討してまいります。

次に、いじめ対応への取組についてでございますが、全国では、いじめの認知件数が年々増加しております。本市におきましては、いじめの認知件数は減少しており、令和6年度は、小学校は1,697件、中学校は397件、合計2,094件となり、前年度より67件減少いたしました。

本市の認知件数は、国と比較し高い割合でございますが、これは、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組を進めており、いじめを漏れなく認知するため、全ての教職員が、法におけるいじめの定義を確認し、積極的な認知を行うとともに、学校を挙げて早期発見・早期対応に向けて取り組んでいる結果であると認識しております。

そのため、未然防止の取組として、全ての中学校においてITジャーナリストを招いて、SNSを適正に活用するための講演会を実施するとともに、児童会、生徒会が中心となって、いじめ解決フォーラムを主体的に実施することで、いじめ防止への意識を高め、未然防止に努めおります。

いじめの早期発見・早期対応に向けた取組といたしましては、全ての児童生徒に対し、年6回以上、アンケートを行うほか、総合教育研究所のいじめ対応専門班が積極的に学校支援を行っており、その後の対応につきましても、定期的な学校訪問を通して、いじめの再発防止と児童、生徒の見守りを継続しております。

さらに、1人1台端末を活用した相談体制の充実にも取り組んでおり、児童生徒が希望する教職員に不安や悩みを相談できる校内オンライン相談窓口を開設するとともに、令和6年度から中学校において、こころの健康観察を実施し、こどもたちが心の状態を端末上の絵文字マークを選択することで、教員が児童生徒の心の変化にいち早く気付き、積極的な声かけを行うなど、一人一人に寄り添ったきめ細やかな教育の充実に努めているところであり、9月には小学校へ導入し

たところでございます。

これらの不登校やいじめなどの生徒指導におきましては、初期対応が重要であり、事案を重大化させないためには、学校と連携し、早い段階から学校を訪問し、支援に当たる必要がございます。

そのため、これらの取組を引き続き、推進するとともに、複数同時に発生する事案等にも、より迅速に対応し、早期解決に繋げるため、総合教育研究所の事務分掌を見直し、不登校支援やいじめ事案などの生徒指導に関する業務を一元化するなど、児童生徒の支援体制の強化を図ってまいります。

今後におきましても、全ての児童生徒が安心して通える学校づくりを進めるとともに、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援に努めてまいります。

**代表質問****質問者：政和維新 マーサー川又****答弁者：教育長****5 教育政策について****(1) 水戸市の教育遺産「近世日本の教育遺産群」の事業推進について**

質問内容：日本遺産について

担当課：歴史文化財課

**【質問要旨】**

ア 日本遺産「近世日本の教育遺産群」の現状認識と課題について

日本遺産「近世日本の教育遺産群」については令和6年度の総括評価の際に条件付き認定継続となつたが、現状をどのように認識しているのか、また、文化庁から示された課題について水戸市がどのような対応を求められているのか見解を伺いたい。

イ 日本遺産事業の推進に向けた教育・観光部局との連携について

文化庁から求められている日本遺産のストーリー活用に際しては、教育部局と観光部局の連携が重要だが、どのように推進していくのか見解を伺いたい。

ウ 日本遺産構成文化財の日新塾跡の位置づけと整備促進及び歴史教育の推進について

日本遺産「近世日本の教育遺産群」の構成文化財のひとつである日新塾跡について、市はどのように評価しているのか。また、日新塾跡の環境整備等を進め、日新塾が水戸藩において果たした役割を広く継承していく必要があると考えるがいかがか。さらには、日新塾を含めた「近世日本の教育遺産群」を歴史教育においてどのように活かすのか見解を伺いたい。

**【答弁要旨】 教育長答弁**

はじめに、日本遺産「近世日本の教育遺産群」の現状認識と課題についてでございますが、日本遺産は現在、104件のストーリーが認定されております。

認定件数が104件に達した後、文化庁は新たな日本遺産の認定を制限する方針を打ち出し、既存の日本遺産を総括評価し、認定継続の可否を審査する仕組みを令和3年度より導入いたしました。令和6年度に行われた審査では、「近世日本の教育遺産群」など5件が「再審査となる地域」に振り分けられ、最終的には条件付きの認定継続となりました。

本市では、栃木県足利市・岡山県備前市・大分県日田市とともに、教育遺産世界遺産登録推進協議会を組織し、日本遺産の取組として歴史資産の保存と継承、郷土愛を育む郷土教育への活用に重点を置き、その延長線上に観光振興があると認識し、情報発信や人材育成、普及啓発など様々な施策を行ってきたところでございますが、文化庁からは「構成自治体4市の連携を深めること」、「民間事業者の活力も取り入れながら魅力ある文化資源を一層活用し、日本遺産の目的である観光振興・地域活性化に取り組むこと」の2点が課題として示されました。こうした課題に対応するため、協議会では教育遺産群サポーター制度の創設や、夜・梅・祭などのイベントへの参加など、市民協働による取組を進めているところでございます。

次に日本遺産事業の推進に向けた教育・観光部局との連携についてお答えいたします。

文化庁から示された課題にありますように、日本遺産の取組は観光振興の成果が評価される傾向にありますことから、本年5月に協議会内に、4市の民間団体・観光部局・文化財部局が参画する「日本遺産観光推進部会」を新たに設置いたしました。

現在、部会においては「観光プロモーション」と「誘客と観光消費」を2つの柱として、情報

発信やイベントの活用、多言語対応の強化、まつり・イベントの充実、観光体験コンテンツの開発、物販などの4市連携による取組を検討しているところであります、今後は部会を中心に積極的な施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、日本遺産構成文化財「日新塾跡」の位置づけと整備促進および歴史教育の推進についてお答えいたします。

日新塾は、江戸時代後期に水戸藩郷士の加倉井砂山が主宰した私塾でございます。砂山の優れた教育の評判は多くの人の知るところとなり、水戸城下から約10キロメートルも離れていたにも関わらず、藩内外から千人を超す入門者が集まるなど、我が国でも屈指の大規模な私塾として発展しました。日新塾からは、藤田小四郎や川崎八右衛門、香川敬三などの著名人はもとより、歴史の表舞台には立たないものの、地域の発展に貢献した人材を着実に輩出するなど、近世日本の教育力の高さを示す遺産として、「近世日本の教育遺産群」のストーリーには欠かせない構成文化財であると認識しております。

日新塾跡の現在の保存状況についてですが、本市では平成16年度から平成20年度にかけて発掘調査を実施し、近世母屋の礎石が確認されるなど、日新塾の遺構が地下に良好な状態で保存されていることが明らかとなりました。こうした成果を踏まえ、平成21年度には市史跡として指定し、地下遺構を後世に伝えるための保護措置を講じたところであります。

さらには、教育遺産としての価値を広く発信するため、当時の土地所有者である一般財団法人日新塾精神顕揚会等と連携し、案内板や東屋などを設置するとともに、加倉井砂山像を森林公园から移設するなど、史跡公園としての整備に努めてきましたところであります。跡地には復元建造物等の目に見える施設がなく、また周辺道路への大型バスの進入が困難な状況にあるなどの課題もありますことから、当面はソフト事業を中心として、日新塾の周知や知名度の向上、歴史教育での活用等を推進してまいりたいと考えております。

こうした認識のもと、水戸城跡二の丸展示館においては、日新塾と加倉井砂山に関するパネルや日新塾跡の出土品を常設展示しております。本年10月には岡山県倉敷市で開催された日本遺産フェスティバルにおいて、日新塾の魅力をPRしたほか、今月11日には、東京都文京区との都市交流協定締結を記念し、「知られざる大規模私塾・日新塾」と題した講座を文京区で開講するなど、日新塾の知名度向上や顕彰に努めているところです。

また、小中学校の郷土教育におきましては、本市独自に作成している社会科副読本の活用や校外学習等を行うほか、教員研修による知識向上、さらには地元飯富中学校生徒による日新塾清掃活動など、日新塾や日本遺産を学ぶ機会を設けており、今後とも未来を担うこどもたちに、日新塾や加倉井砂山の功績等を伝えてまいりたいと考えております。

今後とも、日新塾跡やゆかりの先人をはじめとする、我が国においてかけがえのない教育遺産の顕彰と周知、普及啓発、知名度向上に努め、日本遺産「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」の魅力を市の内外へと発信してまいります。

**代表質問****質問者：公明党水戸市議会 高倉 富士男****答弁者：教育長****4 教育行政について****(1) 教員の働き方改革と「生きる力」を育むための教育の質改革について**

質問内容：教職員の働き方改革と教育の質改革について 担当課：学校管理課、教育研究課

**【質問要旨】**

本市として、教員が授業づくりにしっかりと取り組める時間とエネルギーを確保するため、現在、どのように具体的な方策を講じているのか。また今後、どのように強化していくのか伺いたい。

次に、地域との連携を強化し、こどもたちの「生きる力」を育む「社会に開かれた学び」を働き方改革とセットでどのように推進していくのか伺いたい。

**【答弁要旨】 教育長答弁**

本市におきましては、教員の働き方改革のより一層の充実・強化を図り、教員が情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境の整備に向け、令和3年2月に「水戸市教職員の働き方改革基本方針」を策定し、県内でも先駆けて、様々な取組を実施するなど、その重要性を強く認識しているところでございます。

はじめに、授業づくりに時間とエネルギーを取り戻す取組についてお答えいたします。

働き方改革の目的は、教員の職場環境整備によって授業づくりや教材研究の時間を確保することで質の高い教育を展開することにあります。そこで、本市といたしましては、令和3年度から取り組んでおります「学校弁護士相談事業」や「自動音声応答装置」に加え、今年度から、通話録音装置の運用開始や、カスタマーハラスメント対策の指針を提示するなど、教員の事務処理時間や心身の負担軽減を図るための取組を推進しております。

さらに、令和8年度からは、年度初めの長期休業期間を延長し、準備期間を十分に確保することにより、配慮を要する児童生徒の情報共有を図るとともに受け入れ体制を充実させるなど、児童生徒を万全の態勢で迎えられるよう努めてまいります。

次に、地域との連携を強化し、こどもたちの「生きる力」を育むための取組についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、学校の外部人材を活用することは、教員の負担軽減が図られるだけでなく、こどもたちが社会と繋がることで、多様に学ぶことができ、「生きる力」を育むことにつながる、重要な視点でございます。本市におきましては、地域との連携による社会に開かれた学びを推進するため、さまざまな取組を行っております。具体的には、令和7年度18校で実施している地域学校協働活動では、授業で笠原水道や備前堀を学習するに当たり、地域の方を外部講師に招聘するなど、多様な地域人材に御協力いただくことで児童の学びが深まった事例もございます。

各学校では、近隣の大学から学習支援ボランティアを募り、授業や学校行事支援、休み時間の見守りなどに活用することで、こどもたちと直接向き合う時間を増やしております。また、地域の農家と連携した作物づくりや、本市への未来構想の提言など、特色ある教育活動を展開しております。

今後におきましても、より地域と学校のつながりを深め、こどもたちの「生きる力」を育み、教育の質向上に向けて、特色ある教育活動のさらなる充実を図るとともに、地域の方々が有する技術や資格などを生かして、支援いただくなど、地域学校協働活動への協力体制の構築を推進し

てまいります。

最後に、働き方改革と教育の質向上を一体で進めるビジョンについてお答えいたします。

私は、教員の働き方改革は、こどもたちのために行うものであると考えております。働き方改革によって創出した時間は、こどもと触れ合う時間につくるなどの「生徒指導の充実」や本来の専門性を生かした授業づくりによる「学力向上」につなげたいと考えております。

今後も、国から示されている教員の業務内容の精選について、引き続き、学校と地域、保護者、教育委員会が連携し、協力できる仕組みを構築しながら、できるところから見直しを図り、更なる効率化や地域人材等の活用を図ることで、教員が心身ともに充実して こどもたちと向き合い、学校教育の質を維持・向上させることにより、質の高い学校教育の実現に努めてまいります。

**代表質問****質問者：水戸みらい 大津 亮一****答弁者：教育長****5 学校施設の安全対策について****(1) 学校施設緊急安全対策の状況について**

質問内容：学校施設緊急安全対策事業について

担当課：学校施設課

**【質問要旨】**

学校施設については、長寿命化改良事業をはじめ、増改築事業や体育館への空調設備設置事業など、重点的に取り組まれているところである。

あわせて、学校施設緊急安全対策事業により、令和4年度から予算を拡充し、学校施設の老朽化対策を集中的に取り組まれているが、経年劣化による施設設備の不具合や故障は今後も増えていくのではないかと懸念され、修繕対応をさらに推進していくべきと考える。

緊急安全対策事業のこれまでの成果や、今後の取り組みの方向性について伺いたい。

**【答弁要旨】 教育長答弁**

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす施設であり、子どもたちにとって学びの場であり交流の場であることから、新しい時代に求められる様々な教育的ニーズに対応しながら、安心して学習できる環境を整備することが重要であると認識しております。

教育環境の充実を図るため、これまで、校舎のトイレ洋式化や普通教室及び特別教室への空調設備の設置、G I G Aスクール構想に基づくI C T環境の整備などに取り組んでまいりました。

さらには、児童生徒の増加に対応するための校舎増築、近年の猛暑に対応するための屋内運動場への空調設備の設置やトイレの洋式化を進めているところでございます。

また、学校の建物全体の老朽化対策といたしまして、建築後40年以上の校舎及び屋内運動場を対象に、改築事業と比べてコストを抑えながら建物の耐久性を高めるとともに、快適で機能的な教育環境を確保できる長寿命化改良事業を推進しているところでございます。

さらに、当分の間、長寿命化改良事業の対象とならない学校の経年劣化に対しましても、緊急安全対策事業として、令和4年度から組織体制を強化するとともに予算を拡充し、施設の老朽化に伴い増加している突発的な緊急修繕箇所をはじめ、児童生徒の安全やライフラインに関わる不具合などを最優先で解消してまいりました。そのほか、全校を対象に建築基準法に基づく法定点検等を実施し、点検結果から外壁や防水層の劣化等の状況を把握し、優先順位を定めて修繕工事を推進しているところでございます。

その結果、年間における学校からの修繕要望等への対応件数の割合が、予算拡充前は3割程度であったものに対し、予算拡充後は8割程度まで上がっており、修繕対応の加速化が図られているところでございます。

議員御指摘のとおり、進行する学校施設の老朽化に対しましては、各校の状況を踏まえ、スピード感を持って対応し、安全安心な学習環境を整えることが重要であると考えております。

今後におきましても、長寿命化改良事業等の大規模な事業を計画的に進めるとともに、細部にわたる不具合箇所の解消についても、引き続き必要な予算の確保に努め、児童生徒が快適に過ごすことができる学習環境づくりに取り組んでまいります。

**代表質問****質問者：立憲みと 森 智世子****答弁者：教育長****4 教育行政について****(1) 不登校支援としての校内フリースクールについて**

質問内容：不登校支援について

担当課：教育研究課

**【質問要旨】**

ア 本市における中学校の校内フリースクールの現状と、これまでに見えてきた課題をどのように分析しているのか。また、今後どのように機能を充実させていくのかについて伺う。

イ 校内フリースクールは選択肢として重要であると考える。今後の見通しを伺う。

**【答弁要旨】 教育長答弁**

はじめに、中学校の校内フリースクールについてでございますが、本市の不登校児童生徒は、国と同様に増加傾向にあり、学校に登校できない子どもたちの自立をどう支えていくかについては、継続的に取り組むべき重要な課題であると認識しております。

そのため、令和6年度から全ての中学校に教員免許を有する支援員を配置し、学習するスペースや交流するスペースを設置するなどの環境を整えて、安心して自分のペースで学ぶことができる校内フリースクールを開設いたしました。

校内フリースクールでは、一人一人の学習計画に応じた支援を行っており、児童生徒自身の学習計画に基づいた自主学習や、在籍学級の授業を視聴するオンライン学習などを行っております。

教員や支援員は、一人一人の状況に応じ、わからない問題を支援したり、児童生徒とコミュニケーションを図りながら、不安や悩みを聞くなど、不安解消に向けた学習支援や教育相談を行っております。

令和6年度の水戸市立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校で362人、中学校で464人、合計826人となり、前年度より50人増加いたしましたが、中学校におきましては、減少に転じております。

校内フリースクールは、利用登録者以外にも、一時的利用や体験利用などもあり、不登校に至っていないものの不登校傾向にある生徒が利用したことで、新たに不登校となった生徒数が減少していることから、不登校支援だけでなく、未然防止の役割も果たしております。

開設から1年以上が経過し、見えてきた課題としましては、学校間における利用状況や支援内容に差が生じたことが挙げられます。

利用状況の改善を図るため、面談や家庭訪問等において、生徒や保護者に対し、校内フリースクールを周知してまいりました。

その結果、校内フリースクールが学校内で安心して過ごせる居場所として浸透したことから、昨年度と今年度の10月末現在を比較して、1日の平均利用者数は約60%増加いたしました。

利用者が増え、不登校生徒の欠席日数は、同時期と比べて減少していることから、校内フリースクールの開設は一定の効果があったものと考えております。

また、支援内容につきましては、全ての中学校の担当教員や支援員を対象に研修会を開催し、各校の取組について情報共有を図りながら、課題を洗い出し、より良い支援策について協議を行うことで、必要な場面において生徒一人一人への声かけを増やしたり、一人一人に応じた支援につなげているところでございます。

今後とも、利用生徒の声を聞きながら、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援に努めてまいります。

次に、小学校における校内フリースクールの拡充についてでございますが、小学校では不登校児童数が増加していることから、不登校児童の支援の必要性を改めて強く感じたところでございます。

令和7年度は、小学校におきましても、学校規模や各学校の実情を踏まえるとともに、地域のバランス等を考慮して、6校に校内フリースクールを開設いたしました。

各学校には、教員免許を有する支援員を新たに配置し、学習支援、教育相談を行うとともに、小学校は対象が1年生から6年生までとなり、発達段階に応じた支援が必要となることから、自主学習や教員が提示したプリント学習などの学習支援とあわせてコミュニケーション活動や協働による集団活動など、児童の興味関心のある活動に取り組めるように環境を整えております。

利用している児童からは、勉強したり、絵を描いたり、楽しく過ごしている、教員や支援員と話すことができて良かったなどの声が上がっておりまます。

今後は、これら6校での取組の成果等を踏まえ、段階的に校内フリースクールを必要とする全ての小学校への拡充を検討してまいります。

**一般質問（一問一答方式）****質問者：公明党水戸市議会 田尻 由紀子****答弁者：教育部長****2 教育行政について****（1）児童、生徒の健康診断について**

質問内容：児童、生徒の健康診断について

担当課：学校保健給食課

**【質問要旨】**

ア 市内小中学校及び義務教育学校における健康診断の実施状況及び再検査等の受診勧奨や児童、生徒への継続的な保健指導などの現状について

学校保健安全法に基づく健康診断と、水戸市独自で行っている検診の実施状況について伺いたい。また、再検査についてどのように受診勧奨しているか、継続的な保健指導を行っているか伺いたい。

**【答弁要旨】**

学校保健安全法に基づく健康診断につきましては、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、子どもの健康の保持増進を図るために実施するものでございます。

具体的には、身体の発育や栄養状態、結核の有無や心臓等に関する事、視力や目の疾病及び異常の有無等に関する事、聴力や耳鼻咽頭疾患の有無等について検査することとされています。

これらの検査項目は、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するとともに、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという役割があり、児童生徒が健やかな学校生活を送る上で重要なものでございます。

この健康診断の結果につきましては、小学校6年間、中学校3年間について記載できる「健康手帳」に記録しており、過去の健診結果も確認することで、継続的かつ効果的な保健指導に役立てることができるようしております。

また、本市では、学校保健安全法に基づく健康診断に加え、きめ細かに児童生徒の健康状態を把握し、疾病を早期に発見するため、市独自の健康診断として、小学校4年生及び中学校1年生を対象とした小児生活習慣病予防健診、中学校2年生を対象とした貧血検査、中学校3年生を対象としたピロリ菌検査を行っております。

学校保健安全法に基づく健康診断の結果、再検査が必要となった児童生徒に対しましては、医療機関が再検査の結果を記載する欄を設けた文書により、専門医の受診を勧めるとともに、再検査の報告がない場合は、継続的に、受診勧奨を行っているところでございます。

市独自に実施している健康診断の再検査につきましては、ピロリ菌検査においては、一次検査で陽性と診断された場合、市が指定する医療機関で、感染の有無を確定させる二次検査を受診できるようにしております。

また、小児生活習慣病予防健診においては、コレステロールの値に異常が見られた場合や、中等度や高度の肥満と診断された場合に、医療機関での受診を勧めるとともに、必要に応じて、健診実施機関の医師による面談を受けられる体制を整えております。

今後におきましても、学校における健康診断を適切に実施するとともに、再検査が必要となった児童生徒に対する継続的な保健指導に取り組んでまいります。

**【質問要旨】**

イ 健康診断の実施日に欠席した児童、生徒や登校が難しい不登校の児童、生徒への健康診断の受診機会確保及び校外で受診する場合の費用負担に対する受診費助成などの行政支援について

健診当日に受診できなかった児童生徒に対し、どのように受診機会を確保しているか伺いたい。また、校外で受診した場合、保護者負担が発生するが、保護者に寄り添った行政支援を充実させたいと考えているが、いかがか。

**【答弁要旨】**

児童生徒が健康診断を受診していない場合、重大な疾病の発見が遅れ、将来の生活に影響を及ぼす可能性も考えられます。

そのため、今年度からは、年度始めに、保健だより等で、健康診断の項目や、その項目を実施する意義等について、学校から保護者に周知しているところでございます。

健康診断は、学校医や学校歯科医と調整し、限られた日程の中で行うため、議員御指摘のとおり、当日の体調不良や長期欠席など、やむを得ない理由により、学校での健康診断を受診できない児童生徒もおります。

本市における、令和6年度の未受診者数は、内科検診では、小学校で126人、中学校で226人、歯科検診では、小学校で175人、中学校で262人となっており、小学校・中学校を合わせると、内科検診では1.9%、歯科検診では2.3%の児童生徒が未受診となっております。

学校で健康診断を受診できなかった児童生徒に対しましては、本市では、各学校において学校医に御協力いただき、後日、学校医の医院等で無料で受診できる機会を設けております。各学校では、保護者に対し、医療機関が検査の結果を記載する欄を設けた文書により、個別に受診を促しており、検査の報告がない場合は、継続的に受診勧奨を行っているところでございます。

議員御提案の、学校外で健康診断を受診する際の受診費助成などの行政支援につきましては、学校医によって一部無料でない場合があることから、引き続き御協力をお願いするとともに、他市町村の事例も参考にしながら、本市の実情に即した支援のあり方を調査研究してまいります。

今後とも、あらゆる機会を捉え、健康診断の意義等について保護者に周知するとともに、複数年にわたり未受診である状況が続いている児童生徒には特に注意しながら受診勧奨を行うことで、未受診者数を減らし、児童生徒の健康の保持増進に努めてまいります。

<b>一般質問（一問一答方式）</b>	
<b>質問者：政和維新 池田 悠紀</b>	<b>答弁者：教育部長</b>
<b>1 小規模特認校について</b>	
質問内容：小規模特認校について	担当課：学校管理課
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>(1) 小規模特認校の目指す姿について</p> <p>市長は、廃校にしないために小規模特認校を導入したということだが、小規模特認校の目指す姿について見解を伺いたい。</p>	
<p><b>【答弁要旨】</b></p> <p>少子化の進行により、子どもの数は減少傾向にあり、一部の小規模校においては、複式学級が発生している状況もございますが、小規模校につきましては、これまででも、個別指導が行いやすい、個別の活動機会が設定しやすいなどのメリットを最大限生かしながら、社会性の育成に制約が生じることなどのデメリットの解決策や緩和策に積極的に取り組んでまいりました。</p> <p>さらに、豊かな自然の中で、少人数によるきめ細かな指導や、多様な体験活動を展開できる環境が整っており、ほかの学校では行っていないような特色ある教育活動に取り組んでいる5つの学校を小規模特認校として指定しております。小規模特認校とすることで、市内のどこからでも就学することを可能とし、小規模な学校の教育の良さを広く市民に提供することが、目指す姿であり、それぞれの特色をもった学校で子どもを学ばせたいといった保護者の選択肢の幅を広げるものと考えております。</p> <p>これにより、小規模特認校では、他学区からの就学により、在籍する児童生徒数が増加し、学校及び地域の活性化にも繋がっております。</p>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>(2) 転入学の拡張について</p> <p>他市の事例では、小規模特認校制度を利用できる学年が3年生に限るなどの指定があるが、本市においては、学年の指定などをしているのか伺いたい。</p>	
<p><b>【答弁要旨】</b></p> <p>本市における小規模特認校制度におきましては、すべての学年で受け入れを行っており、既に在籍している児童生徒を含めて35名以内を定員としているところでございます。</p> <p>また、募集人数に満たない場合には、年度の途中であっても、転入学が可能としております。</p>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>(3) 一層の特色を出すための方策について</p> <p>次年度に向け、新しい取組があれば伺いたい。</p> <p>また、本市の小規模特認校が、より一層特色ある教育を行うためには、公募型人事異動制度の活用や、特別な教育課程の編成を行うための裁量を学校長に持たせることが考えられるが、見解を伺いたい。</p>	
<p><b>【答弁要旨】</b></p> <p>まず、令和8年度の取組につきましては、代表質問における市長からの答弁にもございましたように、就学の支援と、学習の支援という、大きな2つの柱の取組を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>就学を支援する取組といったしましては、制度を利用して就学するに当たって、遠距離の通学と</p>	

なることなどからの経済的負担や送迎負担を軽減するため、制服購入費の支給、学校徴収金の無償化や通学費の支給等を実施するものでございます。

学習を支援する取組といたしましては、人的配置の強化として、市独自に、教員免許状を有する非常勤講師を配置し、より専門的な教科指導を行う「特色ある教育活動充実事業」を実施するほか、こどもたちの学ぶ意欲や関心を高めるとともに、教員の授業力や資質・能力の向上を図るため、大学やプロスポーツ団体との連携事業等を実施するものでございます。

次に、小規模特認校の一層の特色を出すための方策のうち、独自の人的配置につきましては、これまででも教員の配置に当たり、学校の特色を推進できる専門性を兼ね備えた人材の配置に努めてきたところでございます。また、茨城県教育委員会で実施している「特色ある学校づくりのための公募型人事異動制度」を活用し、小規模特認校での教育を積極的に希望する、意欲や能力のある教員を公募し、配置する取組も行ってまいりました。

特別な教育課程の編成を行うための裁量を学校長に持たせることにつきましては、国田義務教育学校におきましては、制度的に可能となっておりますが、他の学校につきましては、学校や地域の状況等を踏まえながら、特色を生かしたカリキュラムを可能な限り取り入れられるよう努めているところでございます。

今後につきましても、小規模特認校の特色に一層磨きをかけ、選ばれる学校となるよう魅力の向上に努めてまいります。

<b>一般質問（一問一答方式）</b>	
<b>質問者：公明党水戸市議会 黒木 勇</b>	<b>答弁者：教育部長</b>
<b>2 教育行政における、ネイティブ人材の活用による英語教育の充実について</b>	
質問内容：英語教育の充実について	担当課：教育研究課
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>(1) 水戸市教育委員会は、英検3級相当以上の生徒割合を、令和10年度末までに中学校卒業時で70%とする目標を掲げている。この目標達成に向け、実施している具体的な取組について。</p>	
<p><b>【答弁要旨】</b></p> <p>近年、グローバル化が急速に進展する中で、未来を切り開いていくためには、国内外の多様な人々とつながるためのコミュニケーションツールである英語力の向上が必要であると考えております。</p> <p>そのため、本市では、水戸市第7次総合計画「みと・魁Nextプラン」において、中学卒業時における英検3級相当以上の割合を国が目指す60%を上回る70%とすることを目標に掲げております。その達成に向けては、実践的なコミュニケーション能力の育成と、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の4技能の総合的な育成が必要不可欠であることから、英語によるコミュニケーションの素地や基礎となる資質、能力の育成を図ってまいりました。</p> <p>具体的な取組としましては、本市では、小中学校全ての学年で、国の基準を上回る英会話教育を行う時数を確保しており、授業においては、質の高いAETを有効に活用し、子どもたちが生の英語に触れながらコミュニケーション能力を養うことができるよう、英語による言語活動を中心とした授業を展開しております。</p> <p>また、小学校では、AETが作成したコミュニケーション能力の素地や基礎を身に付けるための英語教材を活用するとともに、中学校では、英語力調査の復習や、単語や文法における基礎・基本の定着を図るための学習教材を本市が契約しているAET派遣会社と共同で作成し、授業や家庭学習での有効な活用を図っております。</p> <p>授業以外では、学校行事や休み時間、清掃活動など学校生活のあらゆる場面において、AETとともに活動する機会を設け、児童生徒が英語に自然と慣れ親しみながら、異文化への理解を深める機会につなげております。</p> <p>学校以外においても、英語体験や学習の機会として、小学校高学年を対象とする英語体験活動や、中学生を対象とする対面、又はオンラインによる英会話レッスンを開催するほか、英語検定などの学習支援を目的とした英語学習会を実施しております。全ての事業においてAETが企画や運営に携わっており、子どもたちの英語学習への意欲の向上と、英語力の基礎基本の定着につなげるための内容となっております。</p> <p>また、令和7年度から、生徒が英語検定試験を受験しやすい環境を整えることを目的として、市独自に設けた準会場で試験を実施し、受験した生徒97名のうち、約7割が3級以上を取得したところでございます。</p> <p>令和6年度の茨城県英語教育実施状況調査では、本市の英検3級相当以上の力があると判断される中学3年生の割合は、64.3%で、国平均52.4%，県平均56.2%を上回っている状況にあります。引き続き、70%という本市の目標達成を目指すとともに、英語で自分の考えを発表したり、水戸の魅力を発信するなど、国内外の多様な人々とつながるためのコミュニ</p>	

ケーション能力の育成を重視した英語教育を進めてまいります。

**【質問要旨】**

(2) 英語指導助手A E Tの配置人数、配置校数、担当授業数などの現状及び年間の予算額について

**【答弁要旨】**

本市では、現在39名のA E Tを48校全校に常駐又は兼任で配置しております。今年度につきましては、約半数は市が直接任用しており、半数は人材を安定して確保するため、A E T派遣会社からの派遣としております。

担当授業時数につきましては、小学校では、低学年及び中学年は週1時間、高学年は週2時間、中学校では、全学年で週1時間を割り当てております。また、市立幼稚園、保育所及び認定こども園におきましても、39名のうち19名を各施設へ年間30時間程度派遣しており、幼児期から、A E Tとの英語あそびを通して、英語や国際的な文化に触れる機会を設けております。

本市におけるA E T配置に係る年間の予算額につきましては、主に人件費及び研修費として、令和7年度は約2億4千万円を計上しております。

**【質問要旨】**

(3) 児童生徒一人一人の習熟度に応じた英語力向上のためには、マンツーマンによる会話機会の確保が極めて有効である。海外在住の外国人講師とのオンライン接続により、児童生徒個々がマンツーマンで英会話レッスンを受講できる体制の整備について。

他の自治体では、オンラインによる海外在住の外国人講師とのマンツーマンでのレッスンが効果を上げていると聞くが、本市での導入の検討について

**【答弁要旨】**

英語で「聞く・話す」力を育成するためには、児童生徒が発話する機会を十分に確保することが重要であります。そのため、本市におきましては、小規模特認校である柳河小学校においてオンライン英会話を導入しており、授業や家庭学習での活用を通して、個に応じた英会話力の育成を図っております。実施後アンケートでは、英語力や学習意欲の向上、英会話に対する抵抗感の緩和について、半数以上の児童が肯定的に捉えていることから、柳河小学校での実践を検証するとともに、本市のA E Tや契約しているA E T派遣会社のさらなる活用を図りながら、市独自のオンライン英会話の実施の可能性について研究を進めているところでございます。

これまでの本市におけるオンライン英会話に関する取組としましては、夏期休業期間中に、中学生の希望者を対象として、A E Tとの対面及びオンラインによるマンツーマンの英会話レッスンを実施しており、生徒が英語で話せる機会の確保に努めてまいりました。

このような取組を通じ、議員御指摘のように、外国人講師とのマンツーマンによるオンライン英会話は、英会話力や学習意欲の向上に有効な手段の一つであると認識しております。

他自治体におきましても、A E Tの配置とあわせて、オンラインでの英会話学習を取り入れるなど、I C Tを活用した新しい英語教育の実践を行っている事例も見られます。

今後におきましても、他自治体の先進的な取組とその成果、課題や費用対効果について、引き続き調査・研究を進めるとともに、本市の学校現場の実態を踏まえながら、子どもたちの英語力の向上に向け、英語教育の一層の充実に向けた方策の検討を進めてまいります。

**一般質問（一括方式）****質問者：政和維新 安藏 栄****答弁者：教育部長****2 防犯行政について****(2) 保育・教育現場における防犯カメラ設置の現状と今後の在り方について**

質問内容：防犯カメラの設置について

担当課：学校施設課

**【質問要旨】**

保育・教育現場において、既に不審者対策として正門や玄関への防犯カメラの設置が進んでいると思われるが、現状について伺いたい。

また、教育現場における全国的なトラブルを踏まえ、教育施設内への防犯カメラ設置の事例を耳にするが、施設内への防犯カメラの設置について、市の見解を伺いたい。

**【答弁要旨】**

保育所や学校などの施設は、こどもたちが安心して楽しく過ごすことができる場であり、いかなる場合においても、こどもたちの安全が脅かされることは決してあってはならないと認識しているところでございます。

そのため、水戸市立保育所、幼稚園、認定こども園、小中・義務教育学校における設備面での防犯対策といたしましては、敷地の出入口である正門や駐車場、建物の出入口である昇降口や玄関などを対象に防犯カメラの設置を進め、防犯体制の強化に努めてきたところでございます。

現在、保育所、幼稚園、認定こども園につきましては、すべての施設への防犯カメラの設置が完了しており、学校につきましては、令和8年度までに全校への防犯カメラの設置が完了する予定でございます。

あわせて、保育・教育現場の実情を踏まえ、経年劣化など故障した防犯カメラの修理や更新、必要に応じた機器の増設等を実施し、防犯体制の強化に努めているところでございます。

今後につきましても、保育・教育現場における危機管理の徹底を図るとともに、こどもたちが安心して生活できる環境の整備に努めてまいります。

次に、学校施設内への防犯カメラの設置につきましては、本年10月に茨城県教育委員会において、令和11年度までにすべての県立高等学校等の廊下の天井に防犯カメラを設置する方針を示しました。また、県内の各市町村に対しましても、県の整備例を参考に、学校における児童生徒の安全を確保するための対策を求めており、本市においても対応を検討しているところでございます。

廊下等、施設内への防犯カメラの設置は、盗撮や不審者の侵入などの抑止等に一定の効果が見込まれます。

一方で、議員御指摘のとおり、廊下等で常時監視する防犯カメラの設置は、児童生徒のプライバシー保護や、児童生徒及び教職員の教育活動を萎縮させる懸念などがあり、保護者の御理解をいただく必要もございます。

そのため、校内の点検・見回りの強化や死角を作らない整理整頓の徹底を図るとともに、学校内における児童生徒の安全を確保する対策について充分検討し、防犯カメラの設置につきましては、茨城県の取組や全国の事例等を調査、検証しながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

<b>一般質問（一問一答方式）</b>	
<b>質問者：魁、水戸 後藤 通子</b>	<b>答弁者：教育部長</b>
<b>2 教育行政について</b>	
<b>(1) 不登校について</b>	
<b>質問内容：不登校支援について</b>	<b>担当課：教育研究課</b>
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>ア 本市における不登校児童生徒数の推移について 全国では不登校児童生徒数が増えているが、水戸市の不登校児童生徒数の推移を伺いたい。</p>	
<p><b>【答弁要旨】</b></p> <p>本市の不登校児童生徒数の5年間の推移につきましては、令和2年度は小中学校合わせ、493人でございましたが、新型コロナウイルス感染症における生活環境の変化や、交友関係を築くことの難しさなどの影響により、令和3年度は620人、4年度は815人と年々増加いたしました。</p> <p>令和5年度は776人となり、中学校は増加しましたが、小学校が減少したことから、全体では減少に転じたところでございます。</p> <p>令和6年度につきましては、826人となり、前年度より50人増加しましたが、中学校においては、この5年間において、はじめて減少に転じております。</p> <p>しかしながら、依然として、不登校率は、国・県と比較すると高い割合にあることから、学校に登校できない子どもたちの自立支援は、継続的に取り組むべき重要な課題であると認識しております。</p>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>イ 校内フリースクールの利用状況について 令和6年度は中学校全校に設置し、今年度は小学校に設置しているが、利用状況について伺いたい。</p>	
<p><b>【答弁要旨】</b></p> <p>校内フリースクールにつきましては、学校内に安心して自分のペースで学ぶことができる居場所として、令和6年度から全ての中学校に開設し、7年度には6校の小学校に開設したところでございます。</p> <p>校内フリースクールは不登校児童生徒のうち、約3割が利用登録しており、1日当たり、小学校においては、平均3人程度、中学校においては、平均4人程度の児童生徒が利用しております。</p> <p>また、利用登録者以外にも、一時的利用や体験利用などもあり、不登校支援だけでなく、未然防止の役割も果たしております。</p> <p>校内フリースクールでは、子どもたち自身の学習計画に基づいた自主学習や在籍学級の授業を視聴するオンライン学習を、また、小学校低学年においては教員が提示したプリント学習など、一人一人の学習計画に応じた支援を行っております。</p> <p>教員や支援員は、一人一人の状況に応じ、わからない問題を支援したり、子どもたちとコミュニケーションを図りながら、不安や悩みを聞くなど、不安解消に向けた学習支援や教育相談を行っております。</p> <p>利用している生徒からは、少しずつ登校し、友だちと関わることができるようになった、支援</p>	

員と一緒に話することで、進路についても考えることができるようになったなどの声がございました。

今年度から開設した小学校においても、児童から、勉強したり、絵を描いたり、楽しく過ごせている、教員や支援員と話すことができて良かったなどと伺っております。

また、保護者からは、校内フリースクールに登校することで、子どもが前向きになっていく様子を感じられてうれしい、校内フリースクールでの生活を通して人間関係を広げることができ、ありがたいなどの感想をいただいております。

今後も、利用する子どもたちの声を聞きながら、一人一人の状況に応じた、きめ細やかな支援に努めてまいります。

#### 【質問要旨】

ウ 本市の児童、生徒が通っている民間フリースクール等との連携について

本市の児童生徒が民間フリースクール等を利用している場合、利用状況の把握や出席の取り扱いなど、施設と学校、教育委員会の連携について伺いたい。

#### 【答弁要旨】

民間フリースクールは、不登校児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などを行っている民間施設であり、本市においても不登校児童生徒が社会的自立に向けた支援を受けている現状がございますことから、これらの民間施設と連携を図っているところでございます。

民間施設を利用している児童生徒の出席の取り扱いにつきましては、本人・保護者の意向を確認した上で、出席扱いとしての希望がある場合は、茨城県教育委員会が策定した「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」に基づき、家庭、学校、教育委員会と民間施設の間で十分な連携・協力関係が保たれていることや利用する児童生徒の相談・指導や個別指導など適切な支援がなされている場合などは出席扱いとすることができます。

そのため、利用している児童生徒のプライバシーに配慮しながら、施設での学習や相談状況を確認した上で、校長と教育委員会で協議し、ガイドラインの要件を満たす場合には、校長が指導要録上、出席扱いしております。

このように、教育委員会と民間施設との連携は必要不可欠であることから、総合教育研究所内に設置する教育支援センターが主催となり、令和6年度から、本市の児童生徒が利用している民間施設を対象に、「不登校支援情報交換会及び研修会」を開催しております。

その具体的な内容としましては、各施設の支援方法などの取組についての情報交換や、先進的な取組を行っている施設や福祉の専門家などの外部講師を招いて、合同で研修を行い、よりよい支援につながるような取組を行っているところでございます。

#### 【質問要旨】

エ 社会的自立を目指した本市における不登校支援の今後の展望について

子どもたちの社会的自立を目指し、校内フリースクールや民間フリースクールなど、一人一人に応じた居場所が必要であることから、自分にあった居場所の提供について

#### 【答弁要旨】

子どもたちの社会的自立に向け、一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援につなげるためには、自分に合った多様な居場所を選択できる環境を整えることが重要でございます。

そのため、本市では、うめの香ひろばや民間施設に加え、校内フリースクールを子どもたちの新たな居場所の選択肢として設置したところでございます。

不登校の理由は様々であり、学校だけでなく、学校以外の多様な学びの場として、民間施設は必要不可欠な居場所と認識しております。

今後におきましても、子どもたちの社会的自立に向け、民間施設と連携を図りながら、支援が必要な子どもたちやその保護者に情報を提供し、一人一人のニーズに応じた支援につなげてまいります。

議案第1号

## 水戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

水戸市教育委員会会議規則（昭和58年水戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 教育長は、必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法で会議を開催することができる。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和8年1月8日提出

水戸市教育委員会教育長　志　田　晴　美

水戸市教育委員会会議規則新旧対照表

教育委員会事務局教育部教育企画課

現行	改正（案）
<p>(招集の方法等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集の方法等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育長は、必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法で会議を開催することができる。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

## その他（1）

## 市立博物館特別展「子どもミュージアム 夜のいきもの展」の開催について

## 1 概 要

私たちヒトは、人生の3分の1を睡眠に当てています。昼に活動し、夜に眠る——多くのヒトがこのサイクルで生活していますが、学業や仕事、趣味などの都合で、昼夜逆転の生活を送るヒトもいます。単一の種の中でここまで昼夜の活動時間に個体差が見られる生物は、ヒト（ホモ・サピエンス）だけだと言われています。とはいえ、大多数のヒトにとって、やはり夜は眠るためにあると言つてよいでしょう。

一方で、世界には、ヒトが眠る夜を活動時間とする生物が多く存在します。夜行性とされる動物や、夜に特異な姿を見せる植物など、その生態は多種多様で、魅力に富んでいるのですが、私たちはなかなか目にする機会がありません。

そこで、本展覧会は、そんな闇にまぎれて生きる「夜のいきもの」たちの姿にクローズアップし、子どもの自然への興味・関心を高めるとともに、生物多様性の魅力を幅広い世代に感じていただききっかけとします。

2 会 期

令和8年1月31日（土）～3月8日（日）まで 32日間

※ 月曜日休館（月曜日と祝日が重複する2月23日は開館し、2月24日休館）

### 3 会 場

水戸市立博物館 4・3階展示室

## 4 主な展示資料

オオカミやコウモリ、フクロウなど、哺乳類や鳥類の剥製、昆虫標本など、約 150 点

## 5 入場料

一般 200 円 (20 名以上の団体は 150 円), 18 歳以下・65 歳以上無料, 各種割引有り

## 6 主な閣連行事

- 夜空のどうぶつ天体観測

日時：2月6日（金）19：30～20：30

会場：少年自然の家

講師：中川義通氏（少年自然の家職員）

定員：30名

※詳細は、別添チラシ参照。

特別展 子どもミュージアム

夜の生きもの展

よる

日ひ  
が暮く  
わたしたちの時間じかん



令和8年1月31日土→3月8日日

水戸市立博物館 4階・3階展示室

開館時間▶9時30分～16時45分(入館は16時15分まで)／休館日▶月曜日および2月24日・3月23日・3月24日は開館  
料金▶一般200円(20名以上の団体は150円)その他各種割引あり

無料:18歳以下・65歳以上、身体障害者手帳等保持者とその付き添いの方1名

ハッピーホリデー(土日祝は18歳以下の子様1名につき保護者1名無料)

みとしりつはくかん  
水戸市立博物館

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-3-20 TEL.029-226-6521

URL:<https://www.city.mito.lg.jp/site/museum/>

博物館HP



公式SNS



特別展 子どもミュージアム

# 夜のいきもの展

私たちヒトは、人生の3分の1を睡眠に当てています。昼に活動し、夜に眠る——多くのヒトがこのサイクルで生活しています。一方で、この地球上には、ヒトが眠る夜を主な活動時間とするいきものが多く存在します。昼に眠り、夜になると活発に動きまわる動物や、夜に変わった様子を見せる植物など、その生態は多種多様で、魅力に富んでいるのですが、私たちはなかなか目にする機会がありません。この展覧会では、そんな「夜のいきもの」たちを集めました。私たちには見とおすことができない、夜の世界をのぞいてみましょう。



フクロウ



カブトムシ



ハクビシン



モクズガニ



マツヨイグサ

## 関連行事

### 《夜空のどうぶつ天体観測》

どうぶつたちにまつわる星や星座をさがそう!

日時▶2月6日金 19:30~20:30

※雨天時は屋内プラネタリウム鑑賞

会場▶少年自然の家(全隈町)

講師▶中川義通氏(少年自然の家職員)

定員▶30名/対象▶どなたでも ※小学生以下保護者同伴/参加費▶無料



オリオン座 中川義通氏提供

申込▶1月15日火 9:00~電話受付開始【先着順】

### 《フクロウのブローチをつくる羊毛フェルト教室》

羊毛フェルトの作り手・大槻佳生先生と一緒にかわいいフクロウのブローチをつくろう!

日時▶2月14日土 13:00~16:00/会場▶3階視聴覚室

講師▶大槻佳生氏(日本野鳥の会茨城県)

定員▶20名/対象▶小学4年生以上 ※小学生保護者同伴

参加費▶500円(材料費等)



申込▶1月28日火 9:00~電話受付開始【先着順】

### 《夜の鳥イラスト教室》

数多くの野鳥図鑑を描いている谷口高司先生と一緒に、「タマゴ式」鳥絵塾で夜の鳥のイラストに挑戦しよう。

日時▶3月1日火

第1部 10:30~11:30 題材:ハクセキレイ(小学生対象)

第2部 13:00~14:00 題材:ゴイサギ(中学・高校生対象)

第3部 14:30~15:30 題材:フクロウ(一般対象)

※第3部は一般の方に加え、第1部・第2部にお申込みいただいた方もお申込みいただけます

※使用する画材はこちらで用意します(持込不可)



作画イメージ(文一総合出版『タマゴ式』鳥絵塾より)

会場▶3階視聴覚室 ※参加者以外の同伴者は入室できません

講師▶谷口高司氏(野鳥図鑑画家)

たにぐちたかし/1947年東京生。早大卒。

野鳥図鑑を一冊全て描く画家として世界で活躍。

(公財)日本野鳥の会編『新 山野の鳥』

『新 水辺の鳥』はじめアジア・台湾・韓国の野鳥図鑑等著作物53冊。

定員▶各回30名/参加費▶1,000円(材料費等)★お楽しみ缶バッジのプレゼントつき



申込▶2月4日火~18日火オンライン受付【抽選制】

※抽選結果は2月20日金までに通知します

いばらき  
電子申請・届出  
サービス▶



### 《担当学芸員によるギャラリートーク》

日時▶2月8日火及び22日火14:00~15:00

会場▶4階展示室/対象▶どなたでも(申込不要・要入場券)

#### 交通の案内

##### ■ JR・バス

JR水戸駅から大工町方面行きバスで南町三丁目下車、常陸太田方面へ徒歩10分

##### ■ クルマ

常磐自動車道水戸インターチェンジより水戸方面へ20分  
常磐自動車道水戸北スマートインターチェンジより水戸方面へ10分

##### ■ 駐車場

約20台(無料・中央図書館と共に)  
満車の場合は周辺駐車場(有料)をご利用ください

